

「くずし字」教育と高等諸学校

——名古屋高等商業学校の事例を中心として——

神谷 智

はじめに

現在全国各地で生涯教育（社会教育）が盛んに行われている。新聞社を中心に運営される「〇〇文化センター」等という民間のものから、市町村である地方自治体の、主に教育委員会等が（現在は市民文化センターなど名称は区々であるが昔でいうところの公民館等において）主催する講演・講座まで、スポーツを含めどれも参加者が多く盛況であるという。

その中に「古文書」を読むための講座もしばしば開催されている。そしてそこに参加される方達の多くは、六十歳以上の年輩者が多い。古文書を読む講座は、普通江戸時代を中心とした「くずし字」（現在でいう行書体あるいは草書体）を読めるようになることを目的としている。このような講座が盛んに開催され、これに年輩層が多く参加

されるという状況は、単に生涯教育ブームや高齢化社会という理由からだけでなく、実際、「くずし字が読めないから、読めるようになりたい」という方達がこの年代層に多いためでもあろう。

周知のように文部省は小学校で用いる平仮名を、明治三十三（一九〇〇）年一字一字体に統一したが、保守派の反対により明治四十一年（一九〇八）年にはこれを一度は廃止、二十六字の「変体仮名」^①を再び復活させたが、大正十一（一九二二）年に最終的に廃止した。^②変体仮名教育が廃止されたということは、同時にくずし字教育も国語科では基本的に行われなくなったと考えてよい。このことからすれば現在の六・七十歳代の方達は昭和初期の初等教育をうけているので、くずし字が読めないのもまた当然である。

では、基本的には国語教育では教えられなくなったとはいえ、実際にこの時期を境に、全くくずし字教育はなされなくなったのであろうか。本稿はこの点に関して若干の検討を加えるものである。これについては、もちろん本来ならば初等中等教育から検討されるべきものであろうが、ここでは主に、名古屋高等商業学校（以下「名高商」と略す）を中心とした、高等諸学校に関する史料からの検討を試みる。その上で、初等中等教育における「文字教育」の見通しを、「おわりに」で述べておきたい。

一 名古屋高等商業学校

（一） 同窓会の寄せ書き

名高商では、「其湛会」という名称の同窓会組織が大正十三（一九二四）年に発足、『其湛』という機関誌も昭和二（一九二七）年より発行されている。当初は雑誌であったが、昭和四（一九二九）年九月の第三巻よりパンフレッ

ト型の月刊となり、さらに昭和七（一九三二）年六月以降は新聞となった。そのパンフレット型の時期のものには時折、署名による寄せ書きが写真のまま掲載されている。^③卒業生が全国各地に広がり、その地方地方で支部を作り、支部単位で集まったときに作成された寄せ書きが主である。最初に掲載されたのは昭和四年十月一日発行の第三巻第二号であり、これは第三回卒業生のうち大阪周辺に在住する者が、同年五月十八日に集まった際に作られたものである。字が小さく写真のため判読が難しいものもあるが、署名者十五名中行書・草書体で署名した者が十三名もいる。その後のものについても行書・草書体による署名が多くある（表1参照）。

また別に第一回卒業生の一部で作られたと思われる「名一会」という同窓会において、集まった同窓生が寄せ書きした記帳簿「名一会名存」^④をみても、多くの者が行書・草書体で署名している（表2参照）。この時期の多くの同窓生が、自分の名前は漢字のくずし字で書けることがわかる。

ただ、自分の名前を書く署名だけでは、この時期の同窓生が一般にくずし字を書けることができたとは断定しがたい。一般にはくずし字は書けなくても、自己の署名だけはくずし字で書いていた可能性もあるからである。そこで寄せ書きの中に時折書かれる、署名に添書きされているちよつとした文章に、変体仮名が使われているかどうかを見てみる。変体仮名は一般に楷書体では用いられず、くずし字を書く場合にしかほとんど用いられないからである。これについては次のような事例が確認できた。

・『其湛』…

第四巻第二号（昭和五年二月一日発行）九頁にある上海支部の寄せ書きの中の「上海は日本です」の文章において、「は（波）」が「者」、「す（寸）」が「須」の変体仮名で書かれており、同じく「…音楽家あり」の文章における「り（利）」も「里」の変体仮名で書かれている。

表1 『其湛』に掲載された寄せ書きの書体

会の名称等	開催日時	全署名数	楷書	行書 草書	欧文	不明	掲載巻号頁数
在阪第三回卒業生	昭和4年5月18日	15	2	13			第3巻第2号8頁
其湛会鎮西支部春期総会	昭和4年5月11日	18	8	8	1	1	第3巻第3号6頁
其湛会秋期総会	昭和4年11月9日	20	4	16			第3巻第4号7頁
在名第三回生忘年会	昭和4年12月14日	23	4	18	1		第4巻第1号11頁
其湛会九州支部秋季総会	昭和4年12月7日	15	7	7	1		第4巻第1号18頁
五明勝君祝賀壮行会	昭和4年11月8日	16	8	8			第4巻第1号19頁
在大連其湛会員	昭和4年11月	6	2	3	1		第4巻第1号20頁
在阪第四期生会	昭和4年11月	13	1	12			第4巻第1号20頁
其湛会仙台大会	昭和4年11月23日	7	1	6			第4巻第1号21頁
N. C. C. 中山太陽堂	昭和4年11月6日	16	3	11	2		第4巻第1号21頁
上海其湛	昭和4年11月30日	4	1	3			第4巻第2号9頁
一橋其湛会懇親会	昭和4年12月6日	11	4	7			第4巻第2号9頁
其湛劍友会	昭和4年12月17日	14		14			第4巻第2号10頁
甲子会	昭和5年1月18日	13	3	10			第4巻第3号14頁
中山太陽堂其湛会	昭和5年2月7日	9	5	4			第4巻第3号15頁
大阪昭和二年会	昭和5年1月25日	11	5	6			第4巻第3号15頁
衣浦其湛会	昭和5年2月16日	12	1	10	1		第4巻第4号13頁
二明会	昭和5年4月19日	16		15	1		第4巻第6号14頁
其湛会鎮西支部春期総会	昭和5年4月26日	12	9	3			第4巻第6号15頁
劍陵鴻毛隊第一回総会	昭和5年6月7日	17	4	10	1	2	第4巻第7号11頁
在名五回懇親会	昭和5年5月17日	23	7	16			第4巻第7号18頁
上海其湛	昭和5年5月23日	6	4	2			第4巻第8号10頁
中山太陽堂其湛会新入店員 歓迎会	昭和5年6月5日	17	7	10			第4巻第8号11頁
東二会	昭和5年6月10日	8	2	6			第4巻第8号12頁
岡崎其湛会	昭和5年3月25日	12	5	6	1		第4巻第10号10頁
其湛会京城支部発会式	昭和5年8月17日	7	3	3	1		第4巻第10号13頁
其湛会満州支部	昭和5年8月9日	32	14	15	3		第4巻第10号14頁
其湛会満州支部	昭和5年8月30日	32	15	17			第4巻第11号13頁
其湛会秋季総会	昭和5年10月25日	28	9	18	1		第4巻第12号7頁
計		433	138	277	15	3	

※900358より作成。

表2 「名一会名存」の署名書体

回	開催日時	全署名数	楷書	行書 草書	その他
1	昭和13年6月4日	14	1	13	
2	昭和13年10月19日	13		13	
3	昭和14年4月7日	18	4	14	
4	昭和15年6月15日	18	5	12	1
5	昭和15年10月19日	17	6	11	
6	昭和16年6月20日	19	1	18	
7	昭和16年10月4日	19	6	13	
8	昭和17年8月8日	10	1	9	
9	昭和17年11月24日	14	1	13	
10	昭和18年6月22日	15		14	1
11	昭和18年10月2日	10	1	9	
12	昭和19年1月16日	18	2	16	
13	昭和19年5月25日	15		15	
14	昭和22年12月5日	8		8	
	昭和24年5月1日	28	9	19	
	昭和37年7月5日	8	3	5	
計		244	40	202	2

※980170より作成。

第五卷第六号（昭和六年六月一日発行）十五頁にある細道会の寄せ書きの中の「知多の春三河三山は霞みけり」という句において、「の（乃）」が「能」、「け（計）」が「希」の変体仮名で書かれており、同じく「空折に鼻散りてあり…」という句では「あ（安）」が「阿」、「亀崎の花に酔ひけり…」という句では「に（仁）」が「尔」の変体仮名で書かれている（もつとも、俳句を詠む以上くずし字が書けるのは当然といえるかもしれないが）。

・「名一会名存」…

昭和十三年十月十九日第二回では、「国松校長の御臨席を仰いで」の「を（遠）」が「越」に、

昭和十五年十月十九日第五回の寄せ書きでは、「師も弟子も笑へてありけり菊花の花」の「あ(安)」が「阿」の変体仮名となっている。

昭和十五年六月十五日第四回では、「青井武雄」の署名が「あをみたけを」と仮名で書かれているが、そのうち「あ(安)」が「阿」、「を(遠)」が「越」となっている。

昭和十八年六月二十二日第十回では、「小原」の署名が「をば」と仮名で書かれているが、そのうちの「は(波)」が「者」となっている。

わずかな事例かも知れないが、名高商初期の学生は変体仮名を普通に書いていたことがわかる。名高商第一期生は大正十(一九二一)年入学であり、入学者の多くが十七歳と仮定すると、初等教育をうけはじめる七歳の時は明治四十三(一九一〇)年である。この時期は「はじめに」でも述べたように、変体仮名教育が復活した時期でもある。前記の人たちが変体仮名を書いたのは当然であるかもしれない。ともあれここでは名高商学生がくずし字を書いていたことを確認しておきたい。

(2) 入学試験

では、大正十一年以降の初等教育をうけた名高商生はくずし字が書けなかったのであろうか。残念ながら彼らを対象とした時期では、(1)でみたような史料を現在手元にしていない。そこで、入学試験を検討史料として、名高商を受験する学生のくずし字修得に関する素養についてみておきたい。

昭和六・七年の名高商入試問題には国語があり、その中に「書取、作文、書法」の科目がある。さらにその中の「作文(及書法)⁵⁾」の問題は、次のようであった。

・昭和六年

作文

注意 (一)は候文體トシ字數ハ三百字以内。(二)ハ普通文章體(口語體ニアラズ)ニテ字數ハ四百字以内トス。何レモ毛筆ニテ認ムベシ。

(一) 國産愛用を友人に勧むる文。

(二) 我が信念。

・昭和七年

「作文及書法」

(一) 海外觀察に赴く恩師に呈する文。

右候文體ニテ字數三百字以内、(中略)毛筆ニテ卷紙ニ認ムベシ。

(二) 余が日常生活。

右文語體ニテ字數ハ四百字以内トシ、毛筆ニテ野紙ニ認ムベシ。

ここで注目したいのは問題文ではなく、注意書の方である。兩年とも第一問は候文體で、毛筆にて書くよう指示されている。加えて昭和七年では卷紙に書くようにも指示されている。また出題問題の内容からしても、これは書簡文で書くよう要求されているといつてよい。候文體・毛筆・卷紙・書簡文で書くということになれば、これはくずし字で書いてもよいと考えられる。

ということとは、名高商受験者は、それ以前の初等中等教育でくずし字が書けたことになる。昭和六(一九三一)年の受験者が初等教育をうけた年は、大正九(一九二〇)年である。大正十一年以降は、国語科では変体仮名教育

は行われていないので、彼らはわずか二年しかくずし字教育をうけなかったことになる。はたしてそれだけでくずし字が一般的に書けるようになるのであろうか。

そこで改めて注目したいのが、初等中等教育における「習字科」の授業である。国語科では変体仮名・くずし字教育が廃止されても、おそらく習字の科目ではくずし字が依然しばらくは教育されていたのではなかろうか。すなわち名高商の試験は国語とはなっているが、「作文及書法」については、おそらく習字科の試験というのがその実態ではなかろうか。それはともあれ、ここでは名高商受験者においては、くずし字が書けることが前提とされていたこと、それは初等中等教育の国語科では廃止されても、習字科では継続して教育されていたと思われることを確認しておきたい。

(3) 学科目及び職員

次に、変体仮名教育を含めたくずし字教育が、名高商でどのような位置づけにあったのかをみてみたい。くずし字教育が行われる可能性のある学科目としては、真つ先に書道が挙げられる。そこでまず、名高商における書道教育を検討しておきたい。

『名古屋高等商業学校一覽』⁶⁾の第三章法令の第十項には名古屋高等商業学校規程が記載されているが、その第二条は学科目の規程となっている。名高商が開校した翌年度の大正十一(一九二二)年度の国語関係の学科目をみると次のように記載されている。

國語 漢文 作文 書法	第一學年		第一學期	中學校 出身者	三
	每週教授時數			商業學校 出身者	四
	第二學期		中學校 出身者	二	
			商業學校 出身者	二	

ここでは「書法」に注目してみたい。先の(2)入学試験や、後述する(4)教授要目のB教授内容を見ればわかるように、これは書道(習字)ことである。名高商では書道の学科目が法令で規定されていたのである。この規程は、昭和十六(一九四一)年度まで継続されている。しかし昭和十七(一九四二)年三月十二日の文部省令第七号改により、作文・書法がなくなり「国語及漢文」だけとなり、それも商業学校出身者に限り、第一学年で毎週二時間教授されるのみである。戦時のために改正されたのであろう。しかしこれは、あくまで法令に名高商規程上のものであり、実際に書法教育が行われたかこれだけでは確定できない。書法が規定されていても、実際は行われず、国語・漢文・作文に代替させられていた可能性もあるからである。

そこで次に同じく『一覽』の第五章職員をみると、大正十二(一九二三)年度の講師には「書法 永井鐵太郎」とあり、翌大正十三(一九二四)年度は書かれていないが、次の大正十四(一九二五)年度からは同じく講師として「書法 恒川亮彦」の名があり、昭和四(一九二九)年度まで続く。なお別に昭和十(一九三五)年度以降の『一覽』には、同じく第五章職員に「舊職員」の項目が設けられ、講師として次の名が確認できる。

氏名 官職 就職年月日

轉退職年月日

永井鐵太郎 講師 大正十二年十月二十四日 大正十三年十二月二十八日

恒川 亮彦 講師 大正十四年二月 十四日 昭和 五年 八月三十一日

大正十三年度の『一覽』には、書法の講師が記載されていなかったが、その『一覽』は大正十四（一九二五）年一月三十日の発行であるので、当時は欠員状態であったことが、この「舊職員」の項目からわかる。

昭和五（一九三〇）年度になるとやはり講師として「書法 愛知縣第一師範學校講師 石田俊雄」の名があり、翌昭和六（一九三一）年度になると単に「書法 石田俊雄」となる。前年度は兼任非常勤であったのが、この年度から専任講師となったのであろうか。石田俊雄の名は、昭和十八（一九四三）年度まで確認できる。前述したように書法は昭和十七年には廃止されているが、書法を教える講師は依然名高商にいたことになる。この時期の名高商規程には、各学年とも特別講義が不定時として記載されており、廃止された作文・書法もこれにより継続されていたのかもしれない。

（4） 教授要目

次に書法の具体的な内容について、『教授要目』⁽⁷⁾を対象に検討したい。

A 時間数

まず時間数をみると（以下表3参照）、昭和五年度では漢文が第一学年甲種（中学校出身者）は毎週二時間、同じく乙種（商業学校出身者）が毎週三時間、書法が第一学年（第二学期）に毎週一時間、第二学年（第一学期）に毎週一時間となっている。つまり名高商規程における「国語・漢文・作文・書法」学科目の実際は、漢文と書法のみ

表3 名古屋高等商業学校「国語・漢文・作文・書法」教授時間数

年度・学期		昭和5年度			昭和6年度			昭和12年度			昭和13年度			昭和14年度		
学年	学科目	第1学期	第2学期	計	第1学期	第2学期	計	第1学期	第2学期	計	第1学期	第2学期	計	第1学期	第2学期	計
第1学年 甲種 (中学校出身者)	漢文	2	2	4	2	2	4	1	1	2	1	1	2	1	1	2
	書法		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1
	商業作文											1	1	2		
	計	2	3	5	2	3	5	1	2	3	2	3	5	1	2	3
	(規程)	3	2	5	3	2	5	3	2	5	3	2	5	3	2	5
第1学年 乙種 (商業学校出身者)	漢文	3	3	6	3	2	5	2	2	4	2	2	4	2	2	4
	書法		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1
	商業作文										1	1	2			
	計	3	4	7	3	3	6	2	3	5	3	4	7	2	3	5
	(規程)	4	2	6	4	2	6	4	2	6	4	2	6	4	2	6
第3学年	書法	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1
	計	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1
	(規程)	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0

※900351、900352、900355、900356、900357より作成。

であり、第一学年甲種（中学校出身者）は第一学期二時間・第二学期三時間の計五時間、乙種（商業学校出身者）は第一学期三時間・第二学期四時間の計七時間ということになる。

先の名高商規程と比較すると、第一学年甲種（中学校出身者）は第一学期と第二学期の時間数が逆になっているだけで総時間数は同じであるが、乙種（商業学校出身者）は総時間数で一時間増えている。さらに第三学年では、名高商規程にはない書法が各々一時間ある。名高商では書法が特に重視されていたことがわかる。

さらに昭和六年度には第一学年乙種（商業学校出身者）の第二学期の漢文が毎週二時間と一時間減り、さらに昭和十二年度になると同じく漢文が第一学年甲種（中学校出身者）は毎週一時間、同じく乙種（商業学校出身者）

が毎週二時間⁽⁸⁾と各々時間数が減る。しかし書法の時間数には変化がない。

ところが、翌十三年度になると「商業作文」が新たに設けられ、第一学年に毎週一時間が割り当てられている。実際の国語関係学科目は、第一学年甲種（中学校出身者）は第一学期二時間・第二学期三時間の計五時間、乙種（商業学校出身者）は第一学期三時間・第二学期四時間の計七時間ということになり、総時間数では昭和五年度の時点に復する。各学期の漢文一時間分が、商業作文に代わったということになる。しかしこれは一年間のみで、翌十四年度には再び昭和十二年度と同じ学科目・時間数となる。

名高商の国語関係学科目は、時間数でいえば当初は規程よりも多くの時間数が割り当てられ重視されていたが、徐々に時間数が減らされ、相対的にその比重が小さくなっていったといえよう。しかしその中では「漢文」よりも「書法」の方が重視されていたといえる。

B 教授内容

次に書法の教授内容をみてみる。まず昭和五年度の「教授要目」は次のようになっている。

書法 第三學年（第一學期）第一學年（第三學期） 毎週一時間 講師 恒川亮彦

一 書道史概要

二 書學ノ要具

三 I 姿 勢

II 執筆法

A 指 法

B 腕 法

四 楷書法

I 點畫法

II 結構法

III 細楷

五 行書法

六 草書法

I 行草布置法

II 行草ト假名トノ調和

七 書簡文

八 手本ニヨリ實習セシメ添削ス

行書法・草書法があり、くずし字の書法がそれなりに重視されていたことが窺える。またこの当時の書簡文は多くがくずし字で書かれていることから、「七 書簡文」も行書法・草書法、すなわちくずし字で書く教育であった可能性が高い。

さらに講師が石田俊雄に代わった、翌昭和六年度になると、「(書學)二 學書ノ要諦」が加わり、「三 書學ノ要具」以降の番号が一つ下がりとなり、「八 書簡文」の後は次のような項目が加わる。

九 履歷書

十 鑑賞眼ノ養成

I 肉筆ニ就テ

II 碑帖二就テ

十一 手本ニヨリ實習セシメ添削ス

十二 教科書

I 昭代法帖第一集（歐陽詢皇甫誕碑）

II 昭代法帖第二集（王羲ノ聖教序）

III 昭代法帖第五集（朝野魚養註楞伽經）

IV 昭代法帖第六集（藤原行成和漢朗詠抄）

実用的な履歴書の書き方が加わる一方で、芸術文化的素養としての「鑑賞眼ノ養成」が加わっている。これはもちろん愛知県第一師範学校講師であった石田個人の裁量によるところが大きいのと思われるが、結果として名高商において全体として「書法」教育内容が充実・強化されたことになる。

また昭和十三年度に新設された商業作文の内容は次のようである。

商業作文 第一學年 毎週一時間 助教授 橋本英三

1 概説

2 商業書簡文作成ノ要訣

3 商業書簡文ノ組織

4 商業書簡文ノ認メ方

5 商業書簡文ノ材料

6 商業書簡文ノ用語

7 社交用書簡文

8 事務用書簡文

商業作文の教授内容は商業書簡文の書き方が主であり、その意味では事務用書簡文と合わせて実用的な側面が強い学科目であったといえる。しかし一方では社交用書簡文の項目もあり、これは知識教養としての学科目といえる。また書簡文ということはずし字が使われたことも想定できる。たった一年とはいえ、この商業作文もくずし字で書く教育であった可能性が高い。

C 教科書

第三に教科書をみると、昭和六年度は前記のように知識教養的側面もあわせもつ教科書を用いているが、昭和十年度には昭代法帖第五・六集がなくなり、代わりに「新選往復用文卷一」が用いられ、昭和十二年度には昭代法帖第一・二集もなくなり、代わりに「楷行草假名帖」が追加され、翌十三年度には「學書要諦」「新選書翰文」の二冊となる。全体的に知識教養的要素を含んだ教科書から、実用的な方向、特に書簡文を書けることを重視した方向に教科書が変わっているといえる。そしてそれは「楷行草假名帖」が教科書が用いられた時期もあつたように、やはりくずし字を含んだ教育と推測されるのである。

以上、名高商の国語関係の教授要目について概観してきた。時代を下るにつれて「国語・漢文」よりも「作文・書法」が重視され、教授内容も充実化されている。そのなかでも書簡文など実用的なものが重視される傾向にはあるが、一方では「鑑賞眼」や「社交」など芸術文化的あるいは知識教養的要素も新たに含め始めたといえる。そしてこれらは楷書体だけではなく、くずし字で書くことをその内容に含んでいたと思われるのである。それは、名高商において初めて教えられるのではなく、むしろ初等中等教育の習字科（明治四十一年から大正十一年の間は国

語科も含む)の教育を前提とした上で行われていたと想定できるのである。つまり名高商においてくずし字は、初等中等教育から継続して行われる重要な教育科目であり、その目的は書簡文が書ける実用的な側面が主であるが、芸術文化・知識教養的教育の側面も合わせもっていたということになる。書道はまさに「高等教育」という名にふさわしい内容をもっていた学科目になっていたといえる。

二 その他の高等諸学校

一では名高商を事例に、くずし字教育が行われており、その中心は国語ではなく、作文・書法(習字・書道)にあったことを指摘した。では名高商以外の高等諸学校の事例と比較してこの点を一般化できるのかを、次に検討したい。

(1) 高等商業学校

名高商に限らず、高等商業学校においては書道の時間が設けられていた。たとえば『新日本書教育史』⁽⁹⁾によれば、「明治三十二年十月には、高等商業学校の学科課程の改正を見、予科(一カ年)の学科目に、書法を書道と称して毎週一時間を課すことにした」「昭和十年十月の調査では、その(II高等商業学校)校数文部省直轄高等商業学校一、官立商科大学附属専門部一、公私立商業学校一二に達している。書道はほとんどの学校に課せられた」とある。また同書第40表は書道に関する「高等商業学校毎週教授時数」を掲載したものであるが、その学科目名は名高商と同じ「国語・漢文・作文・書法」のほか、明治期では「書法および商業文」、大正期では「書法および作文(商業作

文、商業文」などとなっている。名高商における「商業作文」の主な内容が商業書簡文であったことを考えると、「作文」「商業文」「商業作文」も商業書簡文の教育が中心であったと思われる。書簡文ということは、やはりこれらにおいてくずし字も書かれていた可能性が高い。

ところで同表の備考欄をみると、大正末から昭和になると書法の時間数が減らされたり、廃止される傾向にあることがわかる。明治三十八年設立の山口高等商業学校では、当初五時間あった書法および商業文が、大正二年に四時間、同十一年に三時間と減っており、同じ明治三十八年設立の長崎高等商業学校では当初四時間であったのが、昭和五年に三時間にやはり減っている。さらに大分高等商業学校では「書法・商業作文」が六時間あったのが大正十五年に半減、また高松高等商業学校では昭和四年に「書法・商業文」が、小樽高等商業学校では昭和六年に「国語・漢文・作文・書法」がともに廃止され、高岡高等商業学校でも中学校出身二・五時間、商業学校出身一時間であった「書法および作文」が、昭和五年になると中学校出身者が第一学年で一時間教えられるのみで、後は廃止された。名高商でみたように、法律Ⅱ規程の授業数と実際の授業数にはズレがある可能性があり、これらが正確な時間数とは断定しがたい。しかし名高商で実際教えられたの教授要目でも、年単位で中学校出身者総計三時間・商業学校出身者総計四時間であったのが、昭和十四年には各々二時間・三時間と各一時間減少していることからみると、全国的にも高等商業学校における書道の時間は、やはり減少傾向にあったと判断して差し支えないであろう。

(2) 旧制高等学校

次に旧制高等学校における書道教育の位置づけについて考えてみたい。本来ならば史料を網羅的に塊集して論じなければいけないのであるが、ここではとりあえず『旧制高等学校全書第三卷教育編』⁽¹⁰⁾に載せられた史料を用いて

見通しを述べることでお許しいただきたい。

A 入学試験

最初に入学試験を検討することにより、旧制高等学校入学者のくずし字に対するの素養について考えてみたい。
明治四十三年度の旧制高等学校入学試験問題⁽¹⁾には、次のような問題が出題されていた。

國語及漢文

(一) 作文題

注意 文體ハ普通文ニ限ル、字畫及文法ニツキテモ成績ヲ考查ス、

文字ハ其數凡八百以内ニ限り必ズ縦書スベシ、

中學時代の回想

(二) 作文題 (書牘文)

注意 文體ハ書牘文ニ限ル、字體ハ漢字ハ楷書、假名ハ平假名ニ限ル。

字畫及文法ニツキテモ成績ヲ考查ス。

文字ハ其數凡八百以内ニ限り必ズ縦書スベシ、

中學卒業後の様子を舊師に報ずる文

(一) は普通文としながら、字体については、楷書行書草書の区別や使用仮名の限定がない。一方(二)の書牘文というのは書簡文のことであり、文体が書牘文ということは候文体である。となると当然くずし字で書かれるのが一般的なのであるが、ここでは字体は楷書・平仮名に限定されている。一見するとおかしい設問の仕方である。

ただこの時期の入学志願者は、初等中等教育ではきちんとくずし字を教えられていない時期にあたるので、書牘文

の字体を自由にすると、解答が非常に読みにくくなると思われる。そこでこの時期に一字一字体になった平仮名と楷書に限定されたのではないか。この字体を除けば、高等学校入学の素養として書簡文を書けることが、この時期にはまだ必要であったことがわかる。

ところが大正六年度入学試験問題では、書牘文はなく作文のみとなる。ただ問題の注意書きには「字體ハ漢字ハ楷書ニ限り假名ハ随意トス」⁽¹²⁾とあり、字体を限定していない。これは大正八年度入学試験問題でも同様である。⁽¹³⁾この時期の入学志願者は、初等中等教育で変体仮名も学んでいるので、平仮名に限定せず、幅広い仮名使用を認めたのであろう。

しかし大正十四年度入学試験問題では、「字體ハ漢字ハ楷書ニ限り假名ハ平假名又ハ片假名」⁽¹⁴⁾と再び限定される。これも大正十一年に平仮名か再び統一され、変体仮名が初等中等国語科教育で用いられなくなったことに呼応するものである。

以上、旧制高等学校の入学試験問題においては、当初は書簡文・変体仮名の素養も許容されていたが、次第に普通文・平仮名・片仮名に限られてきた。その意味で近代教育制度の変遷に則した形で、入学試験も変化していったといえる。

B 書道教育

では、旧制高等学校で書道教育は行われていたのであろうか。

旧制高等学校の前身である明治期の高等中学校の事例を見ると、第三高等中学校の明治十九年度の『第三高等中学校一覽』の「教科用書表」には「習字」の項目があり「別課第一級」で「村田海石書 陳情表」が教えられている。⁽¹⁵⁾明治初期には高等教育においても書道教育がなされていたことがわかる。

しかし、その後の旧制高等学校になると、書道教育がなされた痕跡を認めることはできない。唯一、明治三十六年度の山口高等学校の「国語」で、第一部一年甲乙・第二部一年甲乙・第三部一年において「近世名家文 上巻」という教科書が用いられているが、これがくずし字で書かれた本であったか、確認できていない。

しかし、私立である武蔵高等学校においては、大正末に書道教育が行われていた。すなわち大正十五年度の『武蔵高等学校一覽』の「各學科教授概要」には次のように書かれている。⁽¹⁶⁾

一 國語（中略）

習字ニツイテハ主トシテ筆法ニカヲ用ヒ、習字ノ基礎練習及ビ鑑賞ノカヲ養フヲ主トスル。

武蔵高等学校は七年制高等学校であり、習字がどの学年で行われていたか問題は残るが、注目したいのは、習字の目的の中に、基礎練習とともに「鑑賞ノカヲ養フヲ主トスル」とあることである。これは名高商の「鑑賞眼ノ養成」に通じるものがある。習字を単なる読み書きの一環としての教育だけではなく、芸術文化的なものという認識が高等学校においても生まれはじめたものではなからうか。旧制高等学校では基本的には習字教育は行われなかったが、習字を芸術文化的なものともみなすようになったとは考えられる。

おわりに

以上、甚だ荒削りではあるが、高等諸学校におけるくずし字教育を中心とした書道教育についてみてきた。

明治三十三年の小学校令改正により、平仮名が一字一字体に統一され、変体仮名は以前に比して低い扱いになったと思われる。これと平行して漢字教育におけるくずし字（行草書）も国語科では基本的に教えられなくなり、楷

書が優先されることが決定的になったとも思われる。これをうけてであろうか、高等教育においても変体仮名やくずし字を書法（習字）等で教える機会が少なくなった。旧制高等学校では、学科目ではもとよりほとんどなく、入試科目においても大正末年にはなくなり、入学者の素養としてくずし字の修得は必要とされなくなる。一方高等商業学校においては商業書簡文の作成などその実用性から、国語教育全体の流れの中においては、学科目や入学試験には採用されているなど、依然重要視されてはいる。しかし学科目における時間数の減少にみられるように、その重要性は相対的にやはり低下している。その中で次第に書法（習字）は、その目的に「鑑賞眼の養成」が盛り込まれるなど芸術文化的要素が入り込み、知識教養的なものとみなされる傾向も生まれてきたと思われる。

初等中等教育における「国語教育」が確立した後、変体仮名・くずし字教育、すなわち江戸時代から続いていた「読み・書き」Ⅱ文字教育はいつたいつたのであろうか。単なる推定でしかないが、最後にこの点について見通しを述べ、本稿を終えたい。それはおそらく、習字教育にしばらくは継承されていつたのではなかろうか。そうでなければ大正初期の旧制高等学校や昭和初期の名高商の入学試験において、書簡文など変体仮名やくずし字をも想定した問題が出題できたことが説明できない。しかしその書道教育も大正・昭和初期あたりには、くずし字Ⅱ行草書から楷書中心の教育へとおそらく変化していつたのではないか。そしてその一方で高等教育などにおいて相対的に、書法（習字）が芸術文化・知識教養としてみなされていくのではないか。おそらくこの流れの中で、江戸時代の寺子屋から続いてきた「読み・書き」Ⅱ文字教育としての習字教育が、習字塾を中心とした御稽古事としての習字教育へとやはり変化していくのではなかろうか。その意味で、初等教育における「読み・書き」Ⅱ文字教育は、変体仮名・くずし字教育を中心とした江戸時代からの流れ（それはおそらく十八世紀半ばから一般化すると思われる）が明治末から大正初期頃まで続くが、大正から昭和初期頃に掛けて大きく変化、現在の楷書を中心と

した国語教育へと変化し、くずし字は嗜み・芸術文化・知識教養とみなされるようになるという流れで理解した方がよいのではなからうか。

註

- (1) 現在では平仮名の「あ」といえば、漢字の「安」をくずした「あ」しかない。しかし、江戸時代の「あ」はこれ以外にも「阿」をくずした「あ」を初め、幾種類かある。これは他の平仮名においても同様で、たとえば「け」は「計」のほか「希」「遣」など、「に」は「仁」のほか「二」「丹」「爾(尔)」「耳」など、「は」は「波」のほか「八」「者」「盤」など、「を」は「遠」ほか「越」などをくずした仮名がある(「二」「八」などは片仮名と共通)。これらを現在では一般に「変体仮名」と呼んでいる。
- (2) たとえば、板倉聖宣「教育の工夫——仮名と九九」(『週刊朝日百科 日本の歴史 103 近代I—④ 学校と試験』朝日新聞社、一九八八年、一〇—一六—一七頁)。
- (3) 名古屋大学史資料室保存史料目録番号 900358、900359 (番号については以下同じ)。
- (4) 980170。
- (5) 900359、『其湛』第五卷第四號(昭和六年四月一日發行)、『同』第六卷第四號(昭和七年四月一日發行)。なお、昭和六年は「作文」とのみ書かれ、「書法」がない。おそらく本来は「作文及書法」であったと思われる。『其湛』の誤植と考えられる。
- (6) 860149～860157、860422、860423、860468～860470、900081～900084、900093、900345、900360、960006。以下『一覽』と略記。
- (7) 900351～900357。なお参照した『教授要目』は、資料室に保存されている、昭和五～七・十・十二～十四年度の七ヶ年度分のみで欠年が多くある。そのため本文で確定した年次は、実際と数年ズレている可能性がある。
- (8) 最後に綴じ込んでいる「學科目一覽表」によれば、本科第一学年第二学期商業学校出身者の漢文の毎週教授時間は「一」時間となっており、本文よりさらに一時間少ない(900355)。ただ、翌十三年度(900356)も本文ではやはり一時間となっているので、

この「學科目一覽表」の「一」時間は誤植の可能性が高い。

- (9) 平山觀月著、有朋堂、一九八〇年。三四〇〜三四三頁。
- (10) 旧制高等学校資料保存会編、旧制高等学校資料保存会刊行部、一九八一年。
- (11) 註(10)前掲書、六四四頁。
- (12) 同、六五一頁。
- (13) 同、六五八頁。
- (14) 同、六六二頁。
- (15) 同、四二三頁。
- (16) 同、四三〇頁。
- (17) 同、三七六頁。